

# 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓 揖屋・安来地区農地保有合理化促進事業等実施規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）が、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の8の2の規程により配分を受けた中海干拓揖屋・安来地区（以下、「干拓地」という。）において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき本県において作成される農業経営基盤強化促進基本方針（以下、「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、利用権設定等促進事業（法第4条第4項第1号に規程する事業をいう。）の実施により売渡しを行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (事業の方針)

第2条 この事業の実施に当たっては、島根県施策との調和を図るため、県の指導に基づいて行うものとする。

## (実施計画)

第3条 公社は、島根県と協議して、毎年度事業の実施計画を定めるものとする。

## (売渡しの相手方)

第4条 公社が配分を受けた干拓地を売り渡すことができる者は、次に掲げるアからオまでのすべての要件を満たしている個人又は農地所有適格法人であることとする。

ア その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者であること。

イ その農業経営における干拓地の権利取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあっては、その経営面積を常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積）が県公社が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町及び農業委員会の意見を聴いて定める面積（以下「基準面積」という。）を超えるものであること。ただし権利を得させるべき者が新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合若しくは、少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合については基本構想を踏まえ、市町及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。

ウ その農業経営の基本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適當な水準であるか、又は、近く適當な水準になる見込みがあると認められること。

- エ 生産組織活動及び施設等の協同利用等につき十分協調しうる者であること。
  - オ その者が取得する干拓地を農業振興地整備計画で定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。
- 2 前項の規程にかかわらず、農地法施行令第6条第1項各号に掲げる適格団体に干拓地を売り渡すことができる。

#### (選定と売渡し)

- 第5条 公社は、干拓地の売渡しに当たっては、別に定める要綱に基づき「中海干拓揖屋・安来地区干拓地売渡し審査委員会」を設置し、その意見を聞いて売渡しの相手方の選定を行い、売渡しするものとする。
- 2 売渡しに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業の活用を図るものとする。ただし、前条第2項に掲げる適格団体に係る売渡しについては、農地法第3条による所有権移転を行うものとする。
- 3 売渡しに当たっては、用途指定及び買戻し特約を付するものとする。

#### (売渡し価格)

- 第6条 干拓地の売渡し価格は、国営土地改良事業負担金、公租公課及び公社が負担した経費を合算した価格を基準として定めるものとする。
- ただし、島根県より公社に係る経費について助成がある場合は、その相当額を減ずるものとする。

#### (農地の貸付け)

- 第7条 公社は第5条の規程により売渡しをするまでの間、干拓地を使用することが相当と認められる者に一時貸付けができるものとする。
- 2 公社は、認定農業者や新規就農者等（新規学卒者、UIJターン者、離職就農者、農業後継者をいう。）に干拓農地を長期間を条件として貸し付ける場合は、公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業実施要領に基づき行うものとする。

#### (準用)

- 第8条 この規程に定めのない事項については、公益財団法人しまね農業振興公社農地保有合理化事業の実施に関する規程（平成6年3月25日施行）を準用するものとする。

#### (その他)

- 第9条 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。